

# 「広島県強靭化地域計画」素案の概要

## 第1 基本的考え方等

変更あり

### 1 計画策定の背景

- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「国土強靭化基本法」）の制定（平成25年12月）
- 「国土強靭化基本計画」（以下「国の基本計画」）の閣議決定（平成26年6月），**国との基本計画の見直し（平成30年12月）**

### 2 計画策定の趣旨

- 広島県は、中四国地方の発展を牽引する中枢県として、交通・流通の要衝、産業の拠点、文化・教育の中心地。また、ものづくり産業において、世界トップレベルの技術が集結
- 一方で、県土の約7割を山地が占め、土砂災害警戒区域は全国で最も多く、過去幾度となく災害が発生し、加えて南海トラフ地震の発生も危惧している。
- こうした状況を踏まえ、大規模自然災害が発生した場合でも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせず、被害の最小化を図り、迅速な復旧や**創造的**復興を可能とする施策に取り組むことは、**県土の強靭化はもとより、国全体の強靭化に対して、大きな役割を果たすものである。**
- このため、「国土強靭化基本法」第13条に基づき、各分野における防災・減災に関する県の施策の充実・強化及び重点化を図るための指針となるべき計画として策定
- 平成30年7月豪雨災害をはじめ、計画策定後に全国各地で発生した大規模自然災害の教訓や社会情勢の変化、**国との基本計画の見直し**を踏まえて、本計画の見直しを行う。

### 3 計画の推進期間 令和3年度から概ね5年間

### 4 目標 **基本目標** ①人命の保護 ②県及び社会の重要な機能の維持 ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興 **事前に備えるべき目標** ①直接死の防止 ②迅速な救助・救急、医療活動及び**被災者等の健康・避難生活環境の確保** ③行政機能の確保 ④情報通信機能・情報サービスの確保 ⑤経済活動の維持 ⑥ライフライン被害の最小化及び早期復旧 ⑦複合災害・二次災害の防止 ⑧迅速かつ強靭な復興

## 第2 脆弱性評価

変更あり

### 1 想定するリスク 大規模自然災害

### 2 施策分野 13分野

- 個別施策分野（9分野）  
①行政機能／警察・消防／**防災教育等** ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④情報通信  
⑤産業構造 ⑥交通・物流 ⑦県土保全 ⑧環境 ⑨土地利用（国土利用）
- 横断的分野（4分野）①リスクコミュニケーション ②人材育成 ③官民連携 ④老朽化対策

### 3 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ） 8つの「事前に備えるべき目標」の妨げになると考えられる、 39の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定

### 4 脆弱性評価 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するための施策の現状と課題を分析・評価し、対応方針を検討

- ◆ **国との基本計画の見直しに準拠して、リスクシナリオの一部を新設・変更（設定数37→39）**
- ✓ 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生（目標①）
- ✓ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生（目標②）
- ✓ 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができない、避難行動や救助・支援が遅れる事態（目標④）
- ✓ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態（目標⑧）
- ✓ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態（目標⑧）

## 第3 今後の施策

変更あり

### ○ 脆弱性評価を踏まえ、本県の強靭化に向けて取組を進める**今後の施策**について、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに掲載

### ○ 「今後の施策」に係る個別事業については、別冊へ明記

### ◆新たな施策を追加（別紙参照）

- ✓ 災害リスクの低い区域への居住誘導 ✓ 避難所の感染防止対策 ✓ 交通関係者連携による地域交通の確保
- ✓ デジタル技術を活用したインフラマネジメント ✓ 「ひろしまマイ・タイムライン」普及促進
- ✓ 漁場施設や共同利用施設の機能強化 ✓ 都市公園等による雨水流出抑制 ✓ 迅速な事業用地の確保 など

## 第4 施策の重点化

変更あり

限られた資源で効率的・効果的に施策を推進していくため、「起きてはならない最悪の事態」が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性等を考慮し、本県の特性を踏まえつつ施策の重点化を図る。

### 1 重点化の考え方

- 「災害死ゼロ」を目標に掲げた広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動を強力に展開していることを踏まえ、「人命保護に直接かかわる事態」を重点化（12事態）
- 被災により行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の統括、関係機関との総合調整、迅速な復旧・復興に大きな支障を来すため、「行政機能の大幅な低下につながる事態」も併せて重点化（1事態）

## 第5 計画の進捗管理

変更なし

- 毎年度、それぞれのリスクシナリオごとに具体的な施策の取組内容、指標の変動状況及び課題等を把握・整理。
- 概ね中間年を目処に計画の見直しを検討。